

人と生きものが ふれあうまち 松戸

松戸市環境計画



松戸市



あいさつ

近年、私たちの様々な活動による資源やエネルギーの大量消費、ライフスタイルの多様化は、環境に大きな影響を与えております。

これらに起因する都市生活型の環境問題や酸性雨、温暖化などの地球環境問題に対して社会的関心が高まっておりますが、対応についてはこれからといった状況です。

こうした社会の潮流を見極め、将来の松戸市はどうあるべきか、そして私たちは何をしていかなければならないか、その方向を明らかにするとともに、市民と事業者、行政が一体となって環境づくりを進めるため、ここに「松戸市環境計画」を策定いたしました。

この計画は松戸市総合計画を環境面から推進するもので、市民の健康を守り、良好な自然を保全して将来に引き継ぐとともに、松戸市らしさを活かした、快適で住みよい地域を築いていくための指針となるものです。

この計画は次のような特徴をっております。

1. 松戸市という地域全体の計画（社会計画）として策定されていること。
2. 計画の推進状況を評価し、見直しできる機能を重視していること。

恵み豊かな環境を守り、また、それを将来の世代に継承していくことは、現在に生きる私たちにとっての最も大きな責務といっても過言ではありません。

本市には、恵まれた自然環境が多く残っています。これらの自然を保全しつつ、「地球にやさしい市民の交流を支える活力と魅力あるまち」づくりをめざし、総合的な環境行政を推進していきますので、今後とも皆様のより一層のご理解とご支援をお願いいたします。

平成10年4月

松戸市長

川井敏久

目次

松戸市の環境計画をお読みいただく前に	1
1.環境計画のねらい	2
2.環境計画の法的な位置づけ	3
3.環境計画の構成	4
4.環境計画の全体像	5
5.環境計画の基本的な考え方	6
6.環境計画の読み方	7
序章	9
第1節 本計画が取り扱うことがら	10
第2節 本計画の特徴	14
第3節 計画期間	15
第1章 基本計画	17
第1節 めざすまちの姿	18
第2節 みんなの約束	22
第3節 まちづくりの方向	23
第2章 実施計画	29
第1節 まちづくりの基本手段	30
第2節 個別事業などの計画	37
参考1 環境に配慮した生活の姿	52
参考2 松戸市の環境の現状	56
資料	75
1.環境審議会の答申書	76
2.市民アンケート調査結果（抜粋）	83
3.計画の策定体制	103



松戸市の環境計画を お読みいただく前に

はじめに、この計画の全体的な姿や特徴
をご紹介します。

この計画書は、できるだけわかりやすい
表現や表示を心がけているつもりですが、
それでもご理解いただきにくい部分や疑問
に感じるところもあろうかと思えます。

この部分をお読みいただき、全体の姿を
とらえたうえで、本編をご覧いただきたい
と思えます。

1. 「環境計画」のねらい

この計画の大きなねらいは次の点です。

国が制定する環境基本法に示された基本理念や国の策定する環境基本計画の長期的な目標に基づいて、松戸市としての環境づくりを「松戸市」というまちの特性を考えた中で、実現していくための姿や取り組みを示します。

国の計画の視点に加えて、近隣公害などに代表される地域特有の環境問題に対する取り組みの姿を明らかにします。

国の環境基本法に掲げられた基本理念

- 1．環境の恵沢の享受と継承 等
- 2．環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築 等
- 3．国際的協調による地球環境保全の積極的推進

国の環境基本計画に掲げられた長期的目標

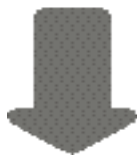
環境への負荷の少ない循環を基調とする経済社会システムが実現されるよう、人間が多様な自然・生物と共に生きることができるよう、また、そのために、あらゆる人びとが環境行動に参加し、国際的に取り組んでいくこととなるよう「循環」「共生」「参加」及び「国際的取り組み」が実現される社会を構築すること

2. 「環境計画」の法的な位置づけ

この計画は、次のような法的な位置づけを持ちます。

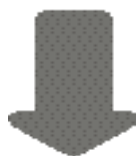
国の環境基本法

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。



千葉県環境基本条例

第5条 市町村は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
2 市町村は、県の施策に協力して地域の環境の保全に努めるものとする。



松 戸 市 環 境 計 画

3. 「環境計画」の構成

この計画は、「基本計画」「実施計画」の構成になっています。

第1章「基本計画」は、環境という分野で松戸市がどのようなまちをめざしているのか、その姿を示すとともに、これを実現するために、市民・事業者・市が一体となって取り組むべきまちづくりの基本的な方針を定めたものです。

ここに示された「めざすまちの姿」は、松戸市の構成員である、市民・事業者・市が共有して掲げる姿であり、ここに示された「まちづくりの方向」は、行政のみならず、まちづくりに関わるすべての市民や事業者にとっての指針となるものです。

第2章「実施計画」は、第1章第3節「まちづくりの方向」に掲げたまちをつくるために市が実施する基本的な手段と、その手段にもとづいた具体的な事業などを示しています。

ここに示された「まちづくりの基本手段」は、第1章第3節「まちづくりの方向」に掲げたまちをつくるために、今後市が行う様々な取り組みの基本的な方向を示したものです。

また、「個別事業などの計画」は、その「まちづくりの基本手段」に掲げた取り組みの基本的な方向を具現化していくために、市が実施していく具体的な事業や、その事業を今後さらに充実していくための基盤を整備するための取り組みを示した部分です。

「個別事業などの計画」に掲げられた具体的な事業や制度は、大きく分けて次の2つの方向性を持ちます。

- 1) 市民や事業者の環境づくりを支えるために実施されること
- 2) 市役所自らが環境づくりをしていくために実施すること

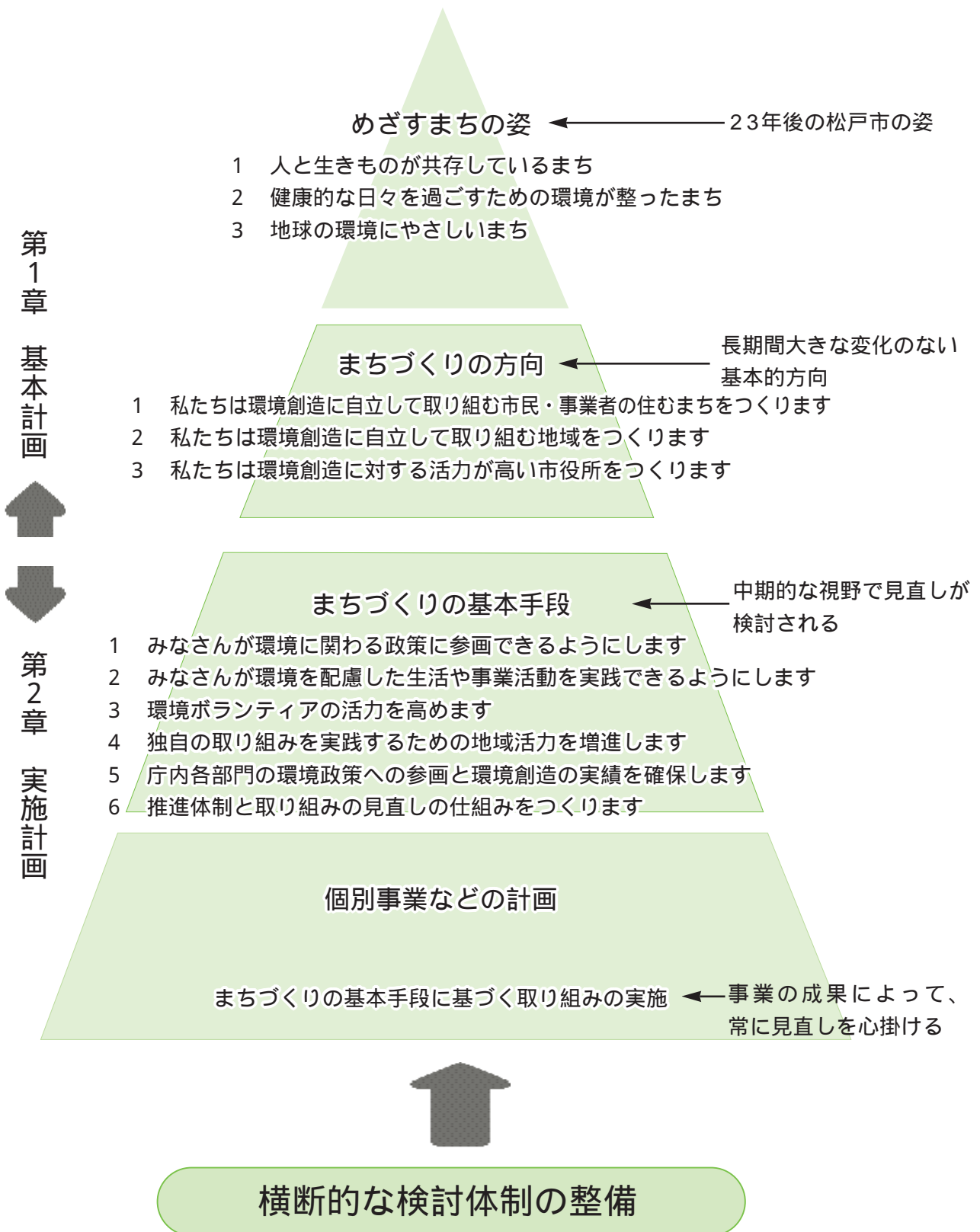
ただし、第2章の「個別事業などの計画」に記載されていることは、事業効果の把握や分析の中で、見直しや改善が実施されます。

また、「まちづくりの基本手段」についても、中期的な視野で見直しや改善が実施されます。

4. 「環境計画」の全体像

この計画は、次のような全体像をもった計画です。

本編をお読みいただく前に、この全体像をご確認いただきたいと思います。



5. 「環境計画」の基本的な考え方

この計画を策定するにあたっての基本的な考え方をご紹介します。
ここに示した考え方が、この計画の最大の特徴ともいえます。

環境計画の基本的な考え方

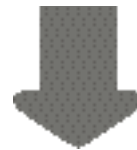
環境問題は、以前の「公害問題の解消」という単一的な問題と取り組みの時代から比べると、今は、問題の種類や発生源が多様化し、それに対する取り組みも複雑化してきています。

そのような環境問題の変化に対応できるよう、松戸市ではこれまで行政が主体となり規制や指導などで進めてきた環境への取り組みを、「市民・事業者・市」という松戸市の構成員全員（注）が主体となった取り組みに変えていきたいと考えます。

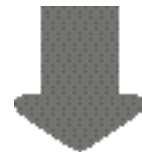
それは言い換えれば、市の構成員が自らの生活様式や事業活動、行政活動を自発的に「環境配慮型」に見直しできるよう、また、市の構成員以外の人や事業者なども市内で「環境配慮型」の行動をとるよう、松戸市の構成員が一丸となって松戸市という地域社会の構造を改革していくということです。

よって、この計画では、環境の視点で松戸市の構成員全員が共有して掲げる「めざすまちの姿」を示したうえで、その姿を達成するための手段として、人づくり・地域づくりを主とした「地域社会づくり」を掲げます。

環境問題の多様化



原因が一部企業から市民・事業者の活動全体へ拡大



行政主導型の公害対策から生活様式や事業活動を環境配慮型に転換する地域社会の構築をめざす政策に転換

（注）松戸市の構成員の定義

松戸市の「めざすまちの姿」を共有して掲げることができる者として松戸市の構成員を市民、市内事業者、市という3者に定義しました。

6. 「環境計画」の読み方

それでは、いよいよ本編をお読みいただくわけですが、できましたら最初から順を追ってお読みいただいたほうがわかりやすいと思います。

それでも、「どうしてもこの部分から読みたい」という人のために、いくつかの代表的な項目をご紹介します。

本編部分

この計画の全体像が見たい	5
この計画がめざしているまちの姿を知りたい	18
市がどんな取り組みをするのか知りたい	30
この計画の推進体制を知りたい	36

「参考」及び「資料」部分

自分が何をすればよいのか、具体的に知りたい	52
市内の現在の環境のようすが知りたい	57
環境に関する他のひとの考えが知りたい	83



序 章

第1節 本計画が取り扱うことから

第2節 本計画の特徴

第3節 計画期間



本計画が取り扱うことから

1. この計画でいう「環境」とは...

「環境」ということばを聞いて、みなさんはどのようなことを考えるでしょうか。

自然環境、教育環境、安全環境、快適環境、職場環境...「環境」ということばは、どのようなことばにも違和感なくついてしまいます。

この計画を読む人の中には、「あれ、自分が思っている環境とどこが違うな」と感じる人がいらっしゃると思います。

そのために、まず、この計画で使っている「環境」ということばを明確に定義しておくことにします。

この計画でいう「環境」とは、次に掲げた各要素により構成されることがらをいいます。

ここに掲げた各要素は、言い換えれば「理科の教科書」にでてくる項目と考えていただいてもよいと思います。

この計画における「環境」を構成する要素

植物

大気

地形

動物

エネルギー

音

人間

資源

におい

水

土

振動

など

これらの要素が組み合わさって構成される事象として、この計画では次の3つの視点で環境をとらえています。

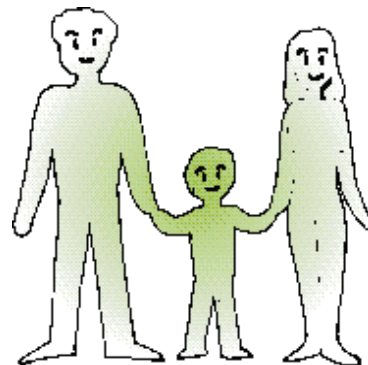
1. 生態系という視点での環境



土、河川、池、水辺、草地、樹林、農地、大気などが組み合わさった、人を含めた生態系という視点での環境

2. 人の健康という視点での環境

水質汚濁、大気汚染といった公害問題や、騒音や振動、悪臭などという近隣公害問題など、人の健康という視点での環境



3. 地球という視点での環境



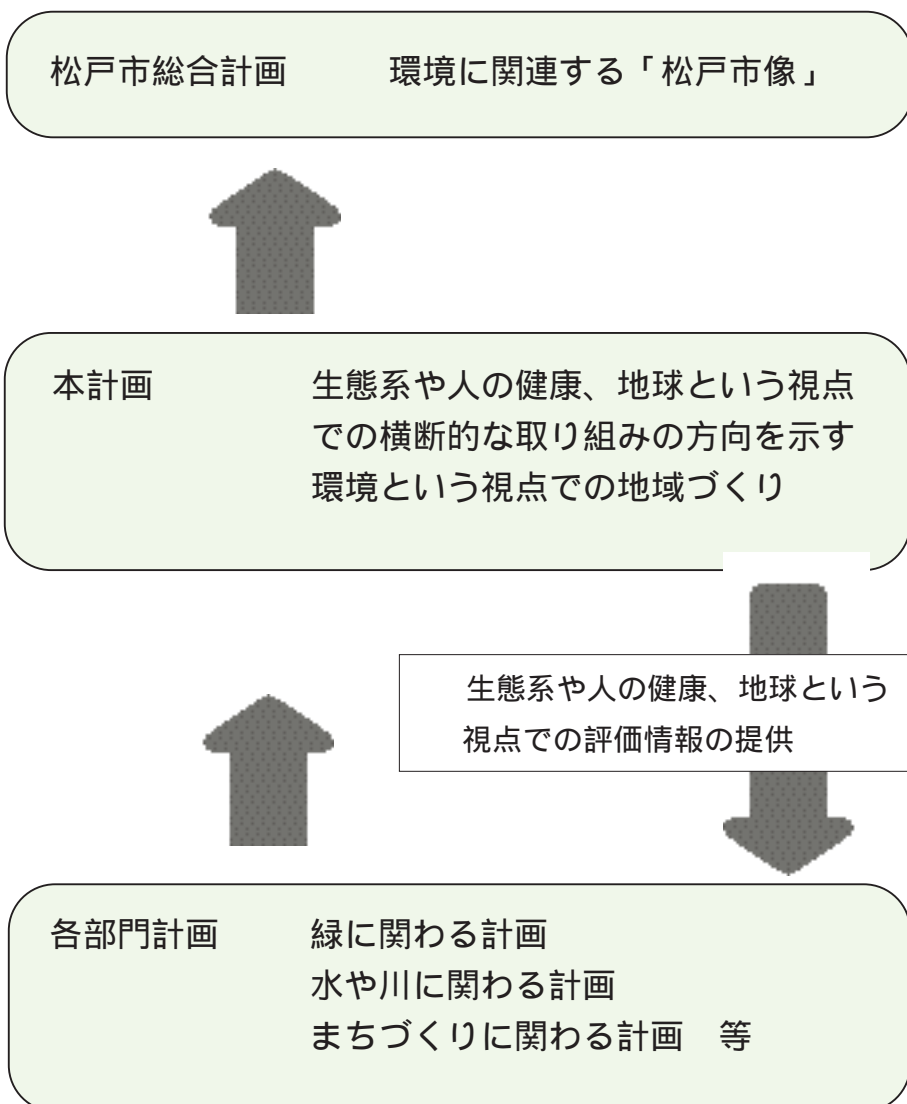
温暖化現象、酸性雨、オゾンホール、熱帯雨林の保護など、地球という視点での環境

ここに示したように、この計画で使っている「環境」ということばは「理科の教科書」の範囲ですが、それに対する取り組みは、生活様式の見直しや環境に配慮した事業活動など、社会科や生活科の教科書の範囲にも及びます。

2. 総合計画や他の部門計画との関連

本計画は、他の部門計画と関連を持たせながら、松戸市総合計画に掲げられた環境に関連する「松戸市像」をめざし、かつ、リーディングプラン等に即して具体的な取り組みの方向を示したものです。

本計画と総合計画、部門計画との関連



<参考> 松戸市総合計画の「環境に関する松戸市像」

将来像

「いきいきした市民の舞台」
「こちよ地域舞台」
「風格ある都市の舞台」

まちづくりの基本方針

住んでよいまち、訪ねてよいまち

施策の大綱 第4節

安全で快適な生活環境の実現

市内に残された自然環境を守り、まちづくりに生かしながら、より自然の恵みを楽しむゆとりある快適な生活空間を整備するとともに、地球規模での環境問題の解決に貢献するため、持続的発展が可能なリサイクル型のまちづくりをめざします。

施策展開の方向

人と自然が共生するまちづくり

みどりの保護・保全

みどりと花の確保と演出

水辺空間の保全と清流の復活

生態系を考慮した水とみどりのネットワーク整備

リサイクル型の都市づくり

環境保全・美化意識の向上

環境にやさしいライフスタイルの推進

ごみの減量化・資源化の推進とリサイクル

ごみ処理体制の充実



本計画の特徴

1. 行政の計画でなく松戸市という 地域全体の計画として策定しました

この計画は、市がある政策目的を掲げて、その実現に向けて、数々の施策群を企画し、かつ、実行していくことを述べた計画（行政計画）ではありません。

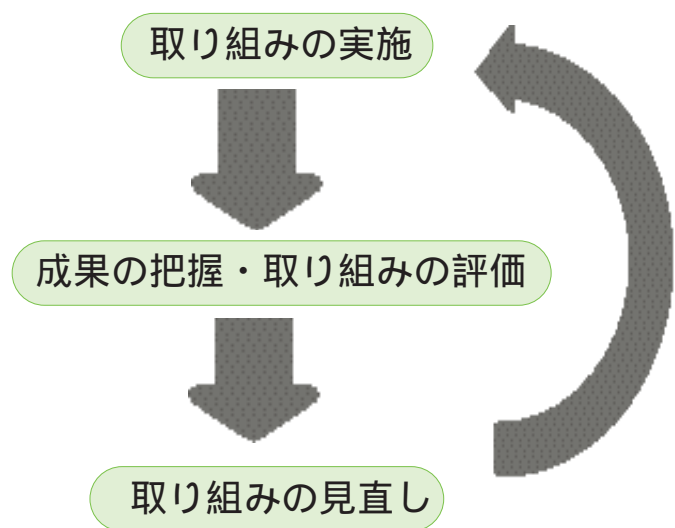
この計画は、環境に関する「めざすまちの姿」を、市だけでなく、市民・事業者とが共有し、三者がそれぞれの役割を果たしながら、一体となってその実現に取り組むときの基本的な方向と取り組み方を示した計画（社会計画）の視点で策定しました。

2. 計画の推進を評価し、見直しできる 機能を重視しています

この計画は、プラモデルの設計図のように、ここに書かれたことを忠実に実行していけば完成品ができあがるという性格のものではありません。

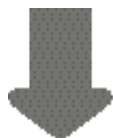
特に、第2章「実施計画」以下の部分は、取り組みの成果を把握し、必要な見直しをしながら推進されます。

そのために、この計画には、推進体制として、計画の見直しの仕組みが組み込まれています。

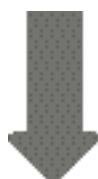
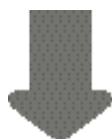


計画期間

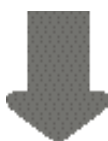
平成10年度から 「個別事業などの取り組み」開始



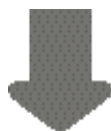
平成11年度から 個別事業等の成果の把握と取り組みの見直し



それ以降 「まちづくりの基本手段」の検証



まちづくりの方向に掲げたまちの実現



平成32年度 めざすまちの姿の達成

本計画の期間は、松戸市総合計画の期間と整合をとるとともに、「めざすまちの姿」を達成するために必要とされる期間を見込んで、平成10年度から平成32年度（西暦2020年）までの23年間です。

第1章 基本計画

第1節 めざすまちの姿

第2節 みんなの約束

第3節 まちづくりの方向

この章には、環境という分野で松戸市がどのようなまちをめざしているのか、その姿が示されています。

また、それを実現するために、市民・事業者・市が一体となって取り組む基本的な方針が掲げられています。

ここに示された「めざすまちの姿」は、松戸市の構成員である市民・事業者・市が共有して掲げる姿であり、ここに示された「まちづくりの方向」は、市だけでなく、まちづくりに関わるすべての市民や事業者にとって指針となるものです。



めざすまちの姿

松戸市の環境計画では、松戸市の構成員（市民・事業者・市）が、環境という視点で共有してめざすまちの姿を次のように掲げます。

ここに掲げられた3つのまちの姿は、この計画の推進により平成32年度までに達成をめざす、環境という視点での「まちのあるべき姿」です。

1. 人と生きものが共存しているまち
2. 健康的な日々を過ごすための環境が整ったまち
3. 地球の環境にやさしいまち

ここに掲げた3つの姿は、それぞれが密接に関連を持っており、この3つの姿が整ったまちは、環境を子孫に継承でき、持続可能な都市活動が展開されたまちといえます。

この姿を達成するために一番必要なことは、市民・事業者・市がそれぞれ主体者としての役割を果たし、自立して環境を創造していく地域社会の構築です。

1. 人と生きものが共存しているまち

(生態系という視点でのまちの姿)

広域の生きもの生息の場

生きものが生息
できる環境の農地

緑の保護地区

いろいろな生きものが
生息できる市民の森

いろいろな生きもの
が生息できる公園

多様な生きものを
育む川やその岸辺

社寺林や斜面緑地



公共施設や学校
などの生息の場

緑の保護地区



都市は自然と人工が織りなすひとつの生態系です。

都市をつくるなかで、人間が環境を制御するのではなく、人間も生態系の一員として他の生きものと共存する視点を持つことが、環境を子孫に継承し、持続可能な都市活動を支えるうえでとても重要になります。

そのような視点にたって、松戸市はめざすまちの姿として「人と生きものが共存しているまち」を掲げます。

ここでいう「人と生きものが共存しているまち」とは、首都圏に位置し、今後も都市としての基盤整備や開発事業が不可欠な本市のなかで、次のような姿をいいます。

松戸市の構成員である市民・事業者・市が、多様な方向性をもった生活活動や事業活動、行政活動を実施するときに、できるかぎりの生態系配慮を取り入れて、自らの役割のなかで生きものが生息できる環境や場所を確保したまち

松戸市の構成員だけでなく、市内で活動するすべての人や事業者などが、その行動にできるかぎりの生態系配慮を取り入れる仕組みが整ったまち

それらの取り組みで、多様な生きものと出会うことができ、それを喜びと感じる市民や事業者が住むまち

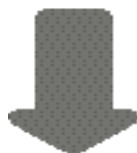
この「生態系の視点でのまちの姿」の達成状態は、総括的な評価として、市内で出会える生きものがどのように変化したかで見ることができます。

2. 健康的な日々を過ごすための環境が整ったまち

(健康的な市民生活の視点で)

規制や指導、監視、都市基盤の整備など
行政の役割の推進

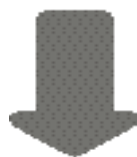
市民や事業者の地域環境などへの配慮



環境基準の達成

近隣公害被害の減少

人の健康に影響を及ぼす新たな環境問題への対応



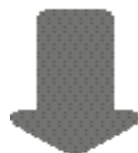
安眠できる

深呼吸したくなる

おいしい水が飲める

四季の香りや音風景
が楽しめる

気持ちよく散歩できる



自ら行う健康づくりが阻
害されない環境のまち

今後高齢化が進むなか、また、障害者のノーマライゼーションや少子化への対応が重要な取り組みになるなか、市民が安全で健康的な日々を過ごせるような視点での環境整備が大切になります。

そのような視点にたって、松戸市はめざすまちの姿として「健康的な日々を過ごすための環境が整ったまち」を掲げます。

ここでいう「健康的な日々を過ごすための環境が整ったまち」というのは、次のような姿をいいます。

公害面で規制や指導、監視という行政手法を駆使するとともに、まちづくりの中に関係地域の騒音対策や排ガス対策などを効果的に組み込むといった市の取り組みが整ったまち
自ら公害発生の原因者としての立場を認識し、市民・事業者が自発的にその防止に取り組むまち
それらの結果、環境基準が達成され、近隣公害の被害者が減り、新たな環境問題への対応能力が増加して、自ら行う健康づくりが阻害されない環境が整ったまち

この「人の健康の視点」でのめざすまちの姿がどの程度達成されたかは、総合的な評価として、風の音や虫の声、除夜の鐘といった四季の音色を騒音に邪魔されず楽しめる人の割合や、排気ガスや犬の糞やポイ捨てゴミなどに悩まされず気持ちよく散歩できる人の割合などで見ることができます。

3. 地球の環境にやさしいまち

(地球規模の環境への貢献の姿の視点で)

市民の姿

環境家計簿などでの省資源、省エネルギーなどの目標管理

太陽光発電施設	省エネルギー型住宅
ハイブリット車など	こまめな節電や節水
雨水浸透施設	雨水利用施設
アイドリングストップ	環境配慮型商品の購入
考えた消費行動	資源リサイクルの徹底
公共交通や自転車 徒歩への転換	その他の行動

この計画が策定された平成9年度は、京都で「気候変動枠組条約第3回締約国会議」(地球温暖化防止京都会議：COP3)が開催され、二酸化炭素など6種類の温室効果ガスの削減目標が決められました。

松戸市も「地球市民」として、地球規模の環境問題に積極的に取り組み、「地球の環境にやさしいまち」と誇れるまちになります。

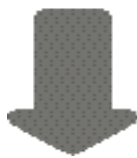
ここでいう「地球の環境にやさしいまち」とは、大量生産、大量消費、大量廃棄といった構造で成り立っていた社会を、省資源と省エネルギーを両立させた循環型社会に改造したまちの姿をいいます。

この「地球環境の視点」でのめざすまちの姿の達成状態は、総合的な評価として松戸市全体のエネルギー消費量、二酸化炭素の収支状態の変化などで見ることができます。

事業者、市役所の姿

目標を明確にした省資源、省エネルギーなどへの取り組み

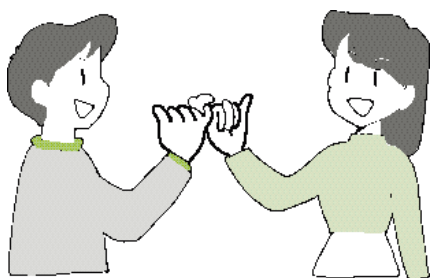
エコオフィス
ISO14000シリーズ認証の取得



温室効果ガスなど地球環境に悪影響
を及ぼす物質の量を減らす

地球資源の枯渇を進める行為を減らす

みんなの約束



めざすまちの姿を実現するために、私たちは今後、それぞれの立場で、様々な取り組みを実施していくことになります。

その際に、私たちが掲げる基本的な約束です。

1. 市の約束

みなさんの自発性を尊重し、自立を阻害しません

市の行う環境政策は、お仕着せでなく、みなさんの自発性を尊重して実施されます。また、みなさんの自立した取り組みを阻害しない配慮をして実施されます。

みなさんが政策に参画できるようにします

市民や事業者のみなさんが、様々な形で環境政策に関われるような配慮を忘れないようにします。

みなさんに環境政策の評価をしていただきます

市民や事業者のみなさんの視点で、環境政策を評価していただくことを忘れません。

2. みなさん(市民・事業者)の約束

環境政策に主体的に参画します

自らの判断で、主体的に環境政策に参画します。

まちづくりの方向

めざすまちの姿を達成するために、松戸市は市民・事業者・市が一丸となって、次の3つの方向のまちづくりをします。

ここでいう「私たち」とは、「市民・事業者・市」という松戸市の構成員全員です。

1. 私たちは環境創造に自立して 取り組む市民・事業者の 住むまちをつくりま

2. 私たちは環境創造に自立して 取り組む地域をつくりま

3. 私たちは環境創造に対して 活力の高い市役所をつくりま

<参考> 環境創造とは...

「環境創造」とは、この計画で扱う「生態系」「人の健康」「地球」という3つの視点でみた時の、現在の良好な環境を維持する行為、現在の悪い環境を改善する行為、現在の良好な環境をさらに高める行為をいいます。

<参考> 「自立して取り組む」とは...

「自立して取り組む」とは、環境を大切に思い、環境の創造に対する自らの責任や役割を知ること、できることは自らががんばろうと考え、行動することを指しています。

(注) 「市役所」という記載については、本来「行政」又は「市政」という表現が適切ですが、ここではみなさんがふだん、その機能まで含めて「市役所」と呼んでいることを考えてあえてこのことばを使用しました。

1. 私たちは環境創造に自立して 取り組む市民・事業者の 住むまちをつくります

目 標

- 1 「環境創造のために、まず自分たち自身がんばろう」と考える市民・事業者の割合を高めます
- 2 「環境は大切だから、環境のためになるのなら、多少の不便などがまんしよう」と考える人の割合を高めます
- 3 日頃の生活や事業活動のなかでの、環境に配慮した取り組みの量を増やします



具体的な取り組みの例示は「参考」として、52ページに示しました。

2. 私たちは環境創造に自立して 取り組む地域をつくります

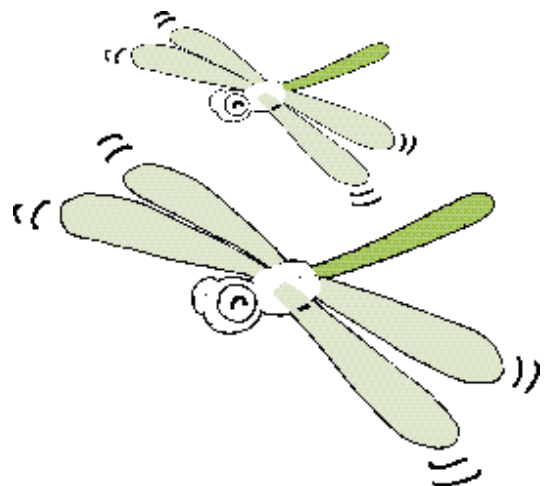
「私たちは環境創造に自立して取り組む地域をつくります」というまちづくりの方向は、単に環境問題だけに限らずに、「自立してさまざまなまちづくりに取り組む地域を育成していく」という方向性を必要とする、福祉・健康・防災・まちづくりなどの他の領域の政策と密接な関係を持ちます。

目 標

地域住民間の話し合いにもとづいて、地域住民の合意のもと、地域独自の環境づくりへの取り組みが宣言され、地域住民が一丸となりその実現に取り組む地域を増やします

<参考1> 「宣言」の例示

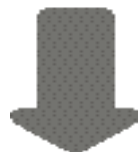
季節の変化を楽しめるまち
トンボと出会うまち
ポイ捨てゼロのまち
花とみどりがいっぱいのまち
四季折々の野鳥が訪れるまち
地球の環境にやさしいまち
その他 決めるのは地域のみなさんです！



<参考2> 地域を軸とした総合的な取り組みの可能性

各情報のインプット

健康づくりに関わる情報
高齢者の生きがいに関する情報
防災の取り組みに関する情報
みどりや生きものに関する情報
子育てに関する情報 等



地域の受け止め

(地域の連携)
(地域の合意形成)

地域ごとの優先課題の多様性

地域で取り組みたいことに差が生じる



地域ごとのアウトプット

(地域住民が団結して掲げる目標)
(市にとっては複合した目標)

地域住民の健康管理が整ったまちになろう
災害時に一致団結できるまちをめざそう
高齢者と支えあえるまちをつくろう
人が健康にすごせる環境のまちをつくろう
子育てがしやすいまちにしよう 等



3. 私たちは環境創造に対して 活力の高い市役所をつくります

目 標

- 1 環境創造に対して主体的に取り組む意識を持った職員の割合を高めます
- 2 市役所全体の環境に配慮した取り組みの量を増やします
- 3 市民や事業者が自立して環境創造に取り組むことへの支援機能を高めます



第2章 実施計画

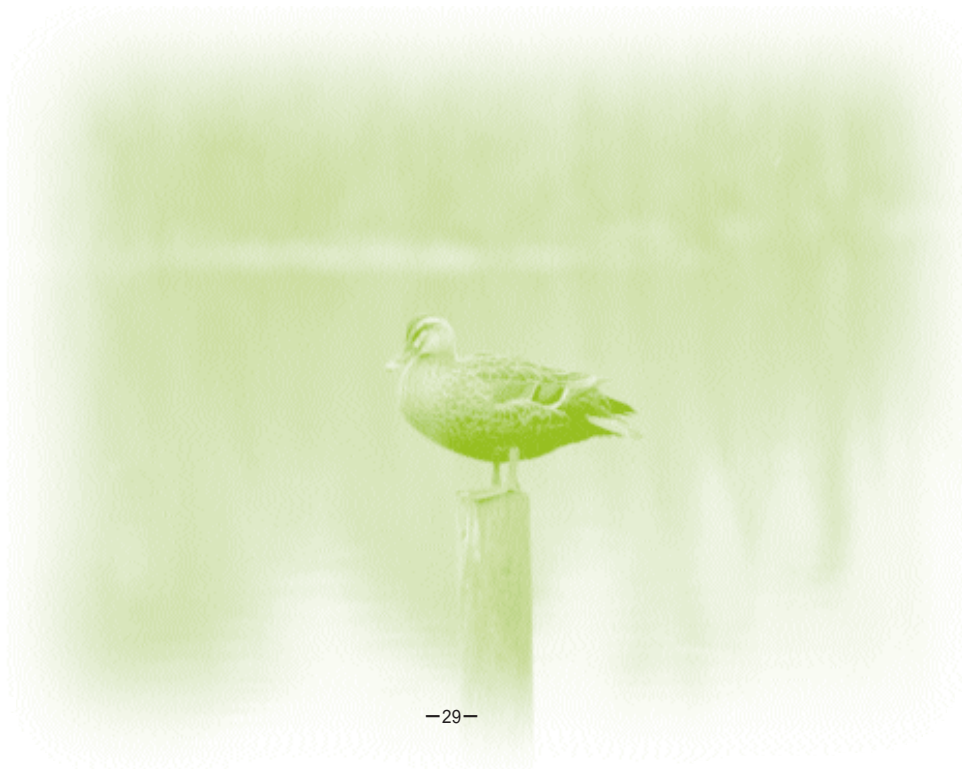
第1節 まちづくりの基本手段

第2節 個別事業などの計画

この章では、第1章第3節「まちづくりの方向」に掲げたまちをめざすために、市役所が今後どのように取り組んでいくかが述べられています。

この取り組みを受けとめ、進捗の状況を見守るのは市民・事業者のみなさんです。

また、この章に掲げられた個別事業や制度は、その実績を評価し見直しがされます。



まちづくりの基本手段

松戸市は、「まちづくりの方向」に掲げたまちをつくるために、次の1から6に示した基本的な手段を実施してまいります。

第1章第3節「まちづくりの方向」に示した3つの姿を「大きな目的」とすると、ここに掲げた6つの手段は、その大きな目的を達成するために市が実現をめざす「中くらいの目的」といえます。

第2節に掲げた市が実施する個別事業などは、この「中くらいの目的」を達成するために実施されることとなります。

1. みなさんが環境政策に参画できるようにします
2. みなさんが環境に配慮した生活や事業活動を実践できるようにします
3. 環境ボランティアの活力を高めます
4. 独自の取り組みを実践するための地域活力を増進します
5. 庁内各部門の環境政策への参画と環境創造の実績を確保します
6. 推進体制の整備と
取り組みを見直す仕組みづくり

1. みなさんが環境政策に 参画できるようにします

まちづくりの方向に掲げた「環境創造に自立して取り組む市民・事業者の住むまち」をつくるために、みなさんが環境政策に参画できるようにします。
その際の具体的な取り組みの方向は次のとおりです。

具体的な取り組みの方向

1 市の情報提供に対するみなさんの満足度を高めます

市が提供する情報の、量やレベル、提供の時期、入手のしやすさなどに対するみなさんの満足度を高めます。

2 みなさんが検討や評価に参加できる事業などの割合を高めます

市民・事業者などの方々と意見の交換をしながら検討する事業や、傍聴が可能な審議会・委員会を増やします。
また、市民や事業者の視点で評価をとる工夫が取り入れられた事業を増やします。

3 みなさんからいただいた情報やご意見などに対する市の反応を高めます

みなさんからの情報やご意見を無駄にしないように、寄せられる情報やご意見に対する対処の早さ・処理方法の妥当性など、市の反応を高めます。

2. みなさんが環境に配慮した生活や 事業活動を実践できるようにします

まちづくりの方向に掲げた「環境創造に自立して取り組む市民・事業者の住むまち」をつくるために、みなさんが環境に配慮した生活や事業活動を実践できるようにします。

その際の具体的な取り組みの方向は次のとおりです。

具体的な取り組みの方向

1 みなさんの環境に関する知識や体験の量を増やします

環境の現状・自分でできる取り組み方・環境の評価の仕方・ボランティア情報など、環境に関するみなさんの情報量を増やします。

また、事業者にはエコオフィスの取り組み方やISOの認証の取り方などの技術情報を提供します。(ISOは40ページ参照)

さらには、野鳥や昆虫の観察・川の観察・緑の観察など、生きものや地球規模の環境問題を直接体験できるような機会を増やし、知識や体験の量を増やします。

2 みなさんが環境に配慮した生活や事業活動を実践しやすくなる仕組みを増やします

みなさんが、様々な環境配慮行動を実践できるように、配慮の仕方の研究をし、だれでも自然に配慮行動がとれるような有効な仕組みなどを整備します。

3. 環境ボランティアの活力を高めます

まちづくりの方向に掲げた「環境創造に自立して取り組む市民・事業者が住むまち」をつくるために、環境に関連した活動を実践しているボランティアや各種団体の活力を高めます。

その際の具体的な取り組みの方向は次のとおりです。

具体的な取り組みの方向

1 各団体や個人に対する情報の質と量を増やします

団体が必要とする情報を、必要なときに、迅速に提供できるように、市と環境関連団体等のネットワークを強化し、団体やその参加者が有する情報の質と量を高めます。

2 環境ボランティアに関する認知度を高めます

環境関連団体に関する情報を収集し、それを積極的に提供することで、市民や事業者の環境関連団体に関する認知度を高めます。

また、それにより、環境関連の団体活動に参画する市民や事業者の率を高めます。

3 環境ボランティアの自立を支えるための仕組みを増やします

環境ボランティアの活動内容などを、活動者が自ら情報提供する機会や場を提供したり、活動を継続的に、かつ、自立して実践できるような支援をするなど、環境ボランティアの自立を支えるための有効な仕組みを増やします。



4. 独自の取り組みを実践するための 地域活力を増進します

まちづくりの方向に掲げた「環境創造に自立して取り組む地域」をつくるために、独自の取り組みを実践するための地域の活力を増進します。

その際の具体的な取り組みの方向は次のとおりです。

具体的な取り組みの方向

1 地域に関係した具体的な環境情報の質と量を高めます

みなさんがお住まいの地域の具体的な環境の状況、地域で活動している環境関連団体の情報、独特の取り組みを実践している別の地域の活動状況などを提供し、みなさんが直接関わっている地域についての環境情報の質と量を高めます。

2 地域独自の取り組みを支援する仕組みを増やします

お住まい周辺の環境の状況を地域の人達が自ら調査する機会を提供する、地域住民が同じ目標をもって地域独自の環境づくりを始めるきっかけを提供する、さらには実際の環境創造活動に対する様々なサービスを提供するなど、地域独自の取り組みを支援する仕組みを増やします。

5. 庁内各部門の環境政策への参画と 環境創造の実績を確保します

まちづくりの方向に掲げた「環境創造に対して活力の高い市役所」をつくるために、庁内各部門の環境政策への参画と環境創造の実績を確保します。

その際の具体的な取り組みの方向は次のとおりです。

具体的な取り組みの方向

1 市役所全体が環境政策に参画するような仕組みを増やします

環境部門と他の部門の共同の検討の場の設置や市役所全体への環境情報提供など、市役所全体が環境という視点で一体となれる仕組みを増やします。

2 庁内各部門の環境創造の実績を高めます

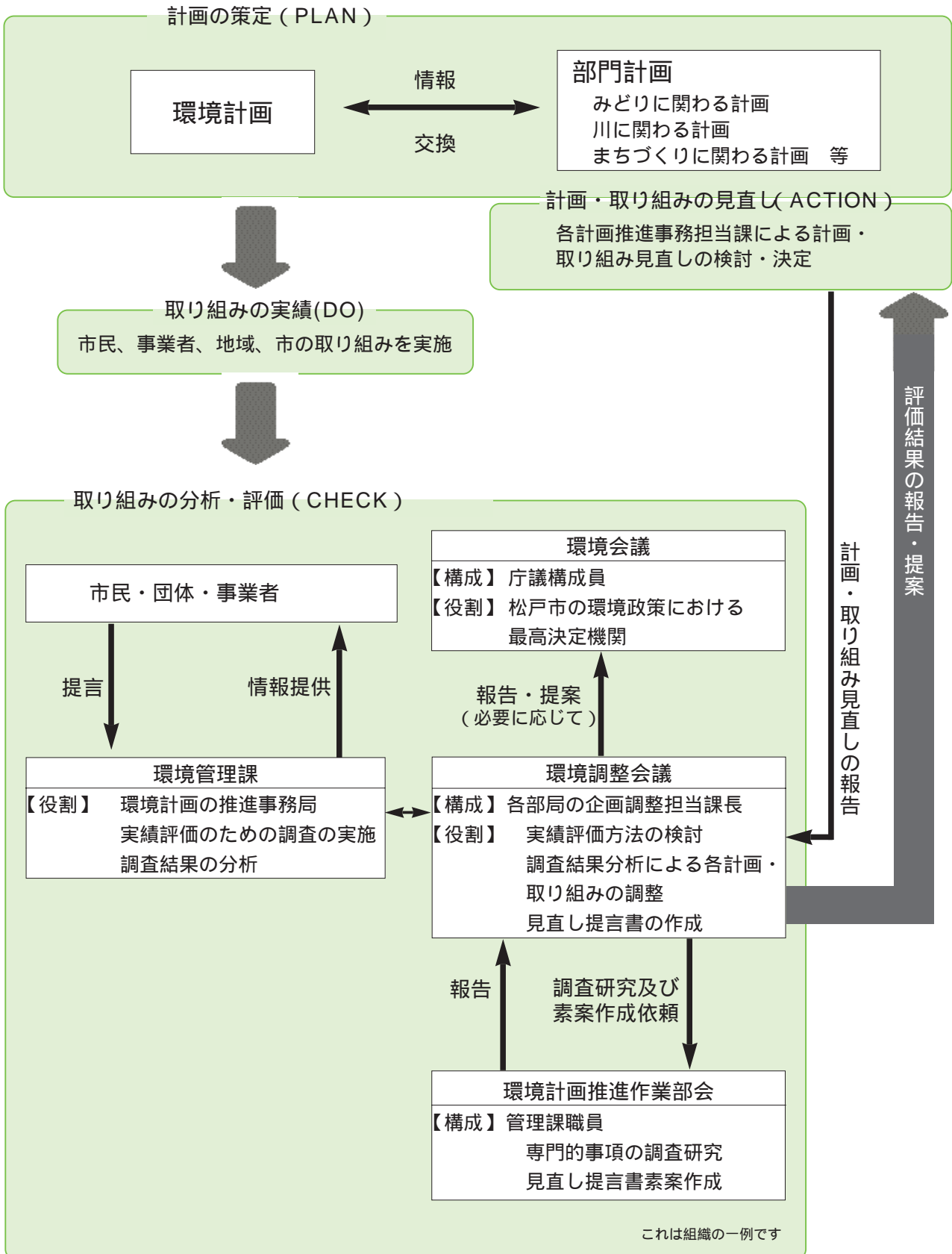
行政や民間の事業、市民生活などにおいて、生態系や人の健康、地球環境の視点で環境配慮の指針などを整備したり、規制や指導、監視による公害対策事業により一層の力を注ぐなど、市が主体となり推進すべき環境対策の実績を高めます。

また、市役所全体が一丸となって推進する省エネルギー・省資源対策など（エコオフィス制度）を実践し、民間事業所の先駆けを果たします。



6. 推進体制の整備と取り組みを見直す

仕組みづくり



個別事業などの計画

この節では、第1節に掲げた6つの基本手段に基づいて市役所が実施する具体的な事業や制度について述べています。

ここに掲げられた事業や制度は、その成果を把握し、推進体制のもとに見直しがされます。

ここに掲げられた事業や制度の中には、今後実績を把握しながら見直しされるものがたくさん含まれています。

ここに掲げられた事業や制度が、このままの形で、計画の期間である23年間実施されていくということではありません。



1. みなさんが環境政策に 参画できるように



審議会や委員会への市民参加の推進

おおむね平成11年度を目途に、審議会や委員会の会議の公開に関する指針を示し、公開（傍聴）できる審議会や委員会の拡大を図ります。
文書管理部門の課が主体となって推進します。

環境に関する意見交換会などの開催

テーマを提示したうえで、市民、事業者、環境団体などだれでも自由に参加できる環境に関する意見交換会を開催します。

意見交換会の形式はパネル討論会やワークショップ形式など、多彩に用意します。（ワークショップは45ページ参照）

平成10年度から試行しますが、参加実績に応じて形式や募集方法などを検討してまいります。

将来的にはインターネットを利用した意見交換なども取り入れます。
環境部門の課が主体となって推進します

情報公開制度の充実

情報は市民のみなさんが共有する財産です。

この制度が、より市民のみなさんの利用しやすいものになるよう努めるとともに、積極的な情報提供の充実を図り、みなさんが必要とする情報をより一層提供することで、市民参加による民主的かつ透明な行政運営を推進します。

文書管理部門の課が主体となって推進します。

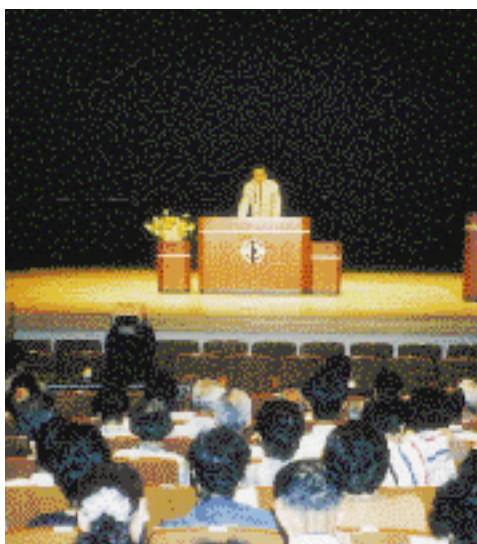
2. みなさんが環境を配慮した生活や 事業活動を実践できるように

環境情報の提供

広報を中心に、冊子やインターネットも利用して、地域環境の数値的な現状・地球規模の環境の現状・具体的な取り組み方法とその効果など、きめ細かく提供します。

環境部門の課が他部門と連携を図り推進します。

講演会や観察会の開催



自然との関わり、生きものの大切さ、生きものと環境の関連など、環境を大切に思う心を直接的な体験から感じ取れるように、講演会や観察会を開催します

また、環境をテーマにした講座などの開催について、市役所以外の機関にもお願いしていきます。

緑をテーマに、生きもの全般をテーマに、川をテーマに、環境保全をテーマになどテーマは様々で、主体は環境部門、みどり部門、河川部門などにまたがりますが環境部門の課が総合的な調整役になります。

みんなが実践できる取り組みの開発と技術の提供

首都に隣接した松戸というまちで、市民の方が実際に実践していける環境への取り組みを横断的な体制で研究し、その取り組み方を提供します。(平成10年度初年度)

研究のテーマの例としては、次のような項目が考えられます。

生きものにやさしく... ビオトープ、みどり、雨水浸透、雨水利用など

人にやさしく..... 近隣騒音、悪臭、ばい煙、汚水への配慮など

地球環境にやさしく... 省エネ、省資源(環境家計簿)の取り組みなど

環境部門の課が横断的なチームを設置し、推進します。

ビオトープとは...

ビオトープというのは「生きものが生息できる空間」という意味です。

広大な面積の森林や湖沼などがビオトープの代表例ですが、庭の小さな植え込みや生け垣などもビオトープの一部といえます。



エコオフィス推進事業

松戸市役所がモデル事業所として推進するエコオフィス制度を、市内の事業所に普及する事業を実施します。

普及の方法としては、技術的な支援や事業所とのエコオフィス協定の締結などが考えられますが、市役所内部での実績を考えて、普及方法も今後検討します。

また、同時にISO14000シリーズの認証取得事業所を増やすための支援体制を整備します。

環境部門の課が商工会議所などと連携をとり推進します。

エコオフィスとは...

エコオフィスとは、省エネ、省資源、公害の防止などに積極的に取り組み、自ら掲げた環境保全上の目標の達成状況を把握し、取り組みの見直しを実践する事業所を指します。

ISO14000シリーズとは...

ISO14000シリーズというのは国際標準化機構で検討が進められている「環境に関する国際規格」の一連の項目を示しています。

シリーズの中には「環境マネジメント」「環境監査」「環境ラベリング」など6つの項目が含まれています。

こどもエコクラブ育成事業



特に小学校、中学校を中心にこどもエコクラブの設置と活動の活性化を図る事業を実施します。

エコクラブの指導者に、地域の人材活用なども検討します。

環境部門の課が主体となり教育委員会と連携し推進します。

こどもエコクラブとは...

活動内容

エコロジカルあくしょん

自分たちでテーマと目標を決めて独自に取り組む活動
(生物調査、リサイクル活動など)

エコロジカルとれーにんぐ

全国のクラブの共通した活動です。
全国事務局からのJECニュースを通じてテーマが紹介されます。

クラブの登録をすると

会員手帳とJECニュースが送られます。とれーにんぐ課題を達成すると「アースレンジャー認定書」が交付されます。

こどもエコクラブは、小中学生なら誰でも参加できる、環境活動のクラブです。

数人から20人程度の仲間を集めてクラブをつくり、クラブを応援するサポーター(大人)が1名以上いれば、市役所の窓口で申請できます。

環境庁が主催する全国組織です。

リサイクル体制の整備と拡大

再生品の利用促進やリサイクルプラザの設置など、資源を有効に利用するための仕組みを整備します。

清掃部門の課が主体となって推進します。

必要な支援サービスの検討と提供

市民や事業者の取り組みを高めるために必要な支援サービスを横断的な体制で検討し、市の役割のなかで有効なサービスを提供します。(平成10年度から検討開始)

環境部門の課が横断的なチームを設置し検討して、将来的にはサービスの一元化などの実現を図ります。

3. 環境ボランティアの活力を高めるために

情報交換の場の提供

ボランティアは自発的な行為ですから、行政と関わりを持たなくても活動は実践できます。

しかし、ボランティアどうし、ボランティアと市など、お互いが情報を交換しあうことにより、より効率的な活動ができる可能性もあります。

市では、ボランティア活動を実践なさっている個人や団体で、情報の交換を希望する人にその場の提供をしております。

その場では、市はオブザーバーで、情報交換の場の運営はボランティア自身がします。

事務局は環境部門の課

環境ボランティア情報の提供

市内には環境ボランティア活動参加への潜在的希望者がたくさんいますが、その方々の多くが実際には参加していないのが実情です。

その主な理由として「参加の仕方がわからない」「活動情報が伝わってこない」などが挙げられています。

活動についての情報提供は、本来はボランティアの方々が自ら判断し実施するものですが、必要に応じてその支援をすることは市の役割であると思えます。

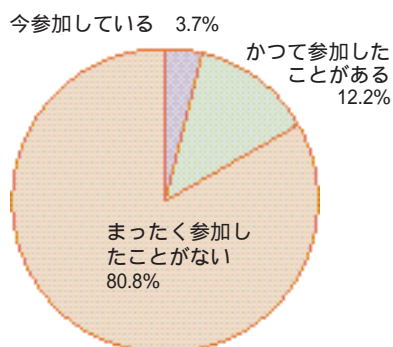
平成10年度から順次、環境ボランティア団体や個人的に活動なさっている方と調整をとり、可能な範囲で、ボランティア情報提供の支援をしていきます。

環境部門の課が主体で推進

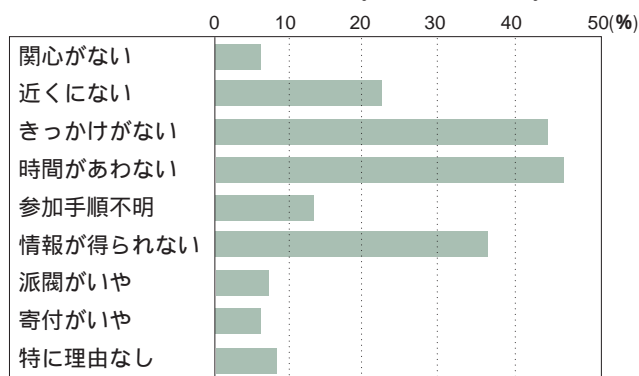
(参考) ボランティア参加の現状

環境に関する市民アンケート結果より

環境ボランティアの活動参加状況



いま参加していない理由(3つまで)

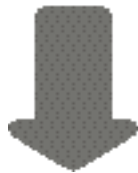


4. 独自の取り組みを実践するための 地域活力を増進するために

事業の全体像

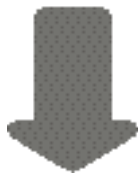
地域環境の情報や関心が高まります

1. 身近な環境観察会の開催
2. 地域環境マップの提供



地域住民と一緒に話し合う機会を提供します

3. 地域環境意見交換会
4. 地域環境づくりワークショップ



地域が一丸となった取り組みを支援します

5. 環境宣言地区 モデル事業

1. 身近な環境観察会の開催



みなさんは住まいの周辺を、環境を観察するという意識で歩いてみたことがありますか。

意識をもって歩くと、ふだん気づかないことをたくさん発見できそうです。

その発見が、地域環境づくりの大きな原動力になります。また、地域の環境について関心を持つきっかけとなります。

対象 町会、自治会など

募集 広報、町会直接

内容 いくつかの班に分かれて地域を散策、環境の面で気づいたことを散策後、班単位で発表しあう

2. 地域環境マップの提供

松戸市の環境づくりの成果を把握するために、市では環境調査事業を実施します。

(50ページ参照)

その結果をできるだけ細かい地域に区分して分析し、いろいろな項目での地域ごとの状況を目で見ても分かるような地図にしてみなさんに提供します。

それにより、ご自身がお住まいの地域の環境の状態や、他の地域との比較ができ、地域の問題点などをみなさんが考えるきっかけができます。

環境マップの内容(例)

めぐりあえる生きもののレベル

地域内1人あたりの年間電力使用量

庭の単位面積当りの樹木数、地域平均値

環境家計簿実践率

緑とのふれあい満足度

散歩しやすさ満足度 その他

活用方法

該当地域の生きもののレベルの経年変化

(増えているか、減っているか)

周辺地域との比較

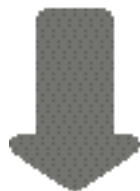
生きものを増やす取り組みを実践している地域

との比較など



3. 地域環境意見交換会

テーマ 地域環境観察会での意見
市に寄せられた地域環境の
問題点や改善要望など
その他



個人や少数の人の問題を地域全体の
問題として捉えるきっかけに！

地域の環境を改善し、保全するには、
地域のみなさんの一丸となった取り組み
が必要です。

市では、地域のみなさんが環境につい
て話し合える場を提供し、地域が一丸と
なった取り組みを検討するきっかけづく
りを支援します。

対象 町会、自治会など
募集 広報、町会など直接
会場 市民センターなど
内容 パネル討論会形式
雑談会形式

4. 地域環境づくりワークショップ

ワークショップというのは、同じテーマに
ついて、5～7人程度の人が1つの班となり
話し合い、最大の問題点を抽出したり、その
問題点を解決するために、自分自身、事業者、
地域、行政が取り組めることを考え、その結
果をいくつかの班どうし発表し合うという一
連の作業をいいます。

テーマを「地域の環境問題」と設定すると、
その一連の作業で、地域の環境問題の最大の
課題について、また、その課題を解決するた
めの取り組みについて、自分以外のみなさん
がどのように考えているのかを知ることがで
き、その中から、具体的な地域づくりの共通
認識が生まれることが期待できます。

事業は環境部門の課が推進します。

対象 町会、自治会など
募集 広報、町会など直接
学校、地元事業者
会場 市民センターなど
内容 地域の環境問題をテーマにした課題
の抽出と取り組み方法の立案



身近な環境観察会と組み合わせることで
体験を取り入れたワークショップが期待
できます。

5. 環境宣言地区 モデル事業



身近な地域観察会
地域環境意見交換会
地域環境づくりワークショップ



地域環境の問題点の抽出
(例) 生きものめぐり会えない
みどりが少ない



地域全体の問題として、地域全体に提示し、地域全体で話し合う
町会や自治会と連動



地域が一体となった環境宣言へ

「1 身近な環境観察会」「3 地域環境意見交換会」「4 地域環境づくりワークショップ」を通じて、住民や町会・自治会長の環境づくりに対する意欲の高い地区を選定します。

その地区をモデル地区として、環境に関する独自の地区づくりを宣言し、その取り組みを立案できるように、市と地域が一体となって取り組みます。

市では、「宣言」ができた地域に、その取り組みを支援するサービスを提供します。

また、取り組みの成果を全市に示して、他の地域への波及を心がけます。

「宣言」の内容(例)

季節の変化を楽しめるまち
トンボと出会うまち
花とみどりがいっぱい
四季折々の野鳥が訪れるまち
ポイ捨てゼロのまち
地球の環境にやさしいまち
その他

対象 地域環境への取り組みが熱心な町会・自治会・地域

募集 直接の話し合い

<参考> 市で力になれそうなこと

空き地の所有者と話し合っ、地域への緑を供給する場所として利用できるようにします。
(育てるのは地域のみなさんです。)
植物の育て方の講習会を地元で開催します。
生きものにやさしい庭づくりや地域づくりの情報を提供します。
環境家計簿など、みなさんが実践できる取り組みの講習会を開催します。

地元での昆虫や野鳥の観察会を開催します。
地区計画や建築協定、緑地協定などについての情報を提供します。
取り組みの成果を調査します。

このほか、モデル事業を実践するなかで必要な支援策を検討します。

地区計画制度とは...

地区計画制度というのは、「自分たちの地区」を「自分たちの合意」により「自分たちの思う姿」につくりあげるために、その地区内の住民(土地所有者を含めて)のみなさんと市が相談し、地区内の「まちづくりに関する細かなルール」を定めることができる制度です。

ルールは、都市計画法に基づき都市計画として決定され、強い拘束力を持ちますから、この計画づくりには地区住民全体の参画が欠かせません。

どのようなことが決めらるか(例)

建物の高さ 建物の用途
建物の色調 敷地境界と建物の距離
フェンスの構造や生け垣の義務 その他

建築協定とは...

建築協定というのは、地域の特性に応じた良好な環境を維持増進するため、地域内の土地・建物の所有者などの全員の合意によって、みなさんが自主的に「建築基準法」の基準より厳しいルールを定め、それを自らが運営していく制度です。

どのような協定が結べるか(例)

建物の用途 建物の高さ
建ぺい率や容積率 その他

「地区計画」は都市計画として決定されますが、建築協定は住民間の協定です。

緑地協定とは...

都市緑地保全法に基づいて、市街地の一定規模以上の区域について、土地所有者等の全員の合意により、区域内の既存樹林の保全及び緑化についての住民間の協定を締結することです。

市長の認可を受けて成立します。

目的 今あるみどりの保全と新たな緑化推進

5. 庁内各部門の環境政策への参画と 環境創造の実績を確保するために

エコオフィス制度の導入

目 標（例）

市役所全体で消費されるガソリン
を平成 年度までに %削減
市役所から出される燃やせないご
みの量を平成 年までに %削減

その他

↓
取り組みの立案と実践

↓
取り組みの実績評価と見直し

市役所全体を一つの事業所として、省資源、省エネルギーなどの取り組みを推進します。

推進に際しては、各項目で目標を設定し、その目標達成のための取り組み方法を決め、市役所全体が一丸となって実践します。

また、その成果を捉えて、目標を達成できなかった項目については、その取り組み方法を見直して、目標が達成できた項目については、新たな目標の設定を考えます。

この制度は、市がモデル事業所となって推進し、市内の各事業所に波及していくことを心がけます。

環境部門の課が主体に推進します。

環境関連計画の推進

「緑の基本計画」(平成10年度策定予定)「水環境管理基本計画」(策定済)など、松戸市の緑花清流を支える計画を推進します。また、それ以外の新たな環境部門の取り組みについても積極的に対応し、必要な計画などを立案し、推進します。

緑花清流についてはみどり、河川部門の課が事業実施の主体となりますが、生態系の視点など総合的な成果の把握は環境部門の課が行います。また、今後必要になる新たな視点での取り組みについては、環境部門の課が計画立案の主体となります。

環境基本法や県、市条例に基づく公害防止関連事業の推進

法律や条例に基づく規制や指導など、公害防止関連事業をさらに推進します。

また、公害問題を解消するための新たな決まりづくりや、近隣公害問題を抜本的に解決するための横断的な調整事業などを展開します。

その成果を「人の健康」「地球規模の環境」などの視点で捉えます。

環境部門の課が主体に推進します。

環境配慮に関する庁内の横断的検討チームの設置

行政や民間の事業、市民の生活などいろいろな場面で、市を始めとする行政機関や事業者、市民などが、それぞれの立場でどのような環境配慮ができるかを検討し、さらに、その配慮の実践を有効に推進する仕組みを検討するため、庁内に横断的なチームを設置します。（平成10年度から）

環境部門の課が掌握する専門的チームとして位置づけし、チームの検討の成果などは環境部門の課が必要な調整をし、実現を図っていきます。

チームの例示

項目として挙げるとこのようなチームが考えられますが、実際には統合なども考えられます。

環境配慮型生活形態検討チーム

市民や市内の事業者が日常生活や事業活動の中でどう環境配慮できるかを具体的に研究し、松戸市にあった取り組み方や効率的な推進方法を横断的に検討するチームです。

地域環境づくり支援検討チーム

環境宣言地区モデル事業（46ページ参照）を横断的に推進する仕組みを考えるチームです。

事業に生かせる環境配慮検討チーム

行政や民間の開発事業、建設事業などで、すぐにも取り入れることのできる環境配慮の項目や、それを有効に実践するための仕組みなどを、横断的な視点で検討するチームです。

また、すぐには取り入れは不可能でも、今後こういう点でも配慮できるようにしようという、積極的な検討も順次行います。

配慮の実践には国や県などの協力が不可欠ですから、国や県と十分に調整を図ります。

これらのチームで検討された結果は、
まちづくりのための取り組みに活かされます

6. 推進体制の整備と取り組みを見直す仕組みをつくるために

環境調査事業

松戸市全体の環境政策の実績を把握するために、市民の人に参加していただく方法、学術的な方法など、様々なやり方で環境の調査を実施します。
(平成10年度から)

< 調査の例 >

生態系の視点で.....動植物調査

人の健康の視点で.....快適な音環境調査

地球環境の視点で.....エネルギー使用量

取り組み評価の視点で...エコオフィス推進事業所数 環境情報量

その他

調査結果の分析と取り組みの見直し事業

環境調査の結果を分析して、細かい地域ごとに、観測した項目の比較ができるような環境マップをつくり、市民や事業者のみなさんに提示します。

また、調査結果から取り組みの見直し点も分析し、環境に関わる事業や制度の見直しを図ります。

調査方法の検討や分析は環境部門の課が主体となって、横断的な組織の支援のもとに推進します。

その結果による事業などの見直しは、各主管課が実施し、必要に応じてその結果を環境部門の課に報告します。

(参考推進体制 36ページ)

